

始めよう!

## 敷金を清算するときの仕訳～通常のケース～

「預かり金」は  
仮受金の勘定科目に

アパマン経理で最も難しいのは敷金を清算するときの仕訳。そこで今回と次回の2回にわたって解説することとします。1回目である今回は敷金を入居者負担の修繕費に充当するケースです(次回は滞納家賃と相殺する場合について取り上げることとします)。

まずは次の事例をご覧下さい。入居者が退去することになったので、返還することになる入金済みの前払い家賃と預かり敷金から入居者負担の修繕費を差し引いて支払うケースです。

11月20日に入居者が退去することになったので、入居者負担の修繕費を敷金等から差し引いて支払った。

1 自ら実施するケース  
ナーバリリーム会社に修繕を依頼するとともに修繕費

A 修繕の手配をオーナー  
自ら実施するケース

|          |                                |
|----------|--------------------------------|
| ● 預かり敷金  | 345,000円                       |
| ● 日割り家賃等 | 11月21日～11月30日分(10月中に11月分を入金済み) |
| ・家賃      | 115,000円×10日/30日=38,333円       |
| ・共益費     | 4,000円×10日/30日=1,333円          |
| ・駐車料     | 21,000円×10日/30日=7,000円         |
| ● 修繕費    |                                |
| 入居者負担分   | 87,150円                        |
| オーナー負担分  | 99,750円                        |
| 合計       | 186,900円                       |

|           |         |
|-----------|---------|
| (借方)預かり敷金 | 345,000 |
| (貸方)普通預金  | 186,900 |
| (借方)修繕費   | 186,900 |
| (貸方)普通預金  | 186,900 |

そして、このうち入居者負担分である87,150円については預かっている敷金等から差し引いて支払うことになります。次の仕訳をご覧ください。

|           |         |
|-----------|---------|
| (借方)預かり敷金 | 345,000 |
| (貸方)家賃収入  | 38,333  |
| (借方)共益費収入 | 1,333   |
| (借方)駐車料収入 | 7,000   |
| (貸方)普通預金  | 491,416 |

それでは修繕の手配を管理会社が行う場合はどうなるでしょうか? 次の仕訳をご覧ください。

### B 修繕の手配を 管理会社が 実施するケース

(売上)が両建てになっているわけですが、オーナーの実質負担額は修繕費186,900円から雑収入87,150円を差引いた額99,750円ということがあります。

このように、いずれの方法であってもオーナーの実質負担額は一緒なので、いずれの方法でもよさそうなのですが、消費税の額が違つてくる場合がありますので、ご注意ください。

その理由はこうです。つまり消費税の計算方法に簡易課税方式というのがあるのですが、この方法は売上金額だけで消費税の額を計算する仕組みになっていますので、雑収入の額だけ売り上げが増える両建て経理のほうが税額が多くなるというわけです。ただし、消費税が関係あるのは貸しビルの家賃とか駐車料の場合だけです。アパマンの家賃は関係ありません。

借方に修繕費99,750円が計上されています。これはオーナー負担の修繕費です。管理会社から請求が来ますので、それに基づいて支払うことになります。なお、管理会社は当然ながら入居者にも入居者負担分を請求します。



#### profile

1952年香川県生まれ。慶應大学卒業。(株)鹿谷総合研究所代表取締役。著書に「家主さん、地主さん、もっと勉強して下さい!」、「アパマン経営、なぜ失敗するのか?」など。家主さん向けの会計ソフト「らくらく会計簿」を独自に開発、販売している。

鹿谷会計事務所  
鹿谷 哲也 所長